

薬価基準点数早見表（令和7年4月版） 訂正及び補正

令和7年4月 社会保険研究所

【訂正】

巻末の付4頁の「**4**入院時の食事の費用等と標準負担額」の表について、一部誤植がありましたので、お詫びして以下の通り訂正させていただきます。

【誤】

生活療養標準負担額（患者負担額）（1日につき、療養環境の形成部分（居住費）と食費の提供部分の合計額）

生(I)：生活療養費(I)，生(II)：生活療養費(II)

食費は1食当たり（1日3食限度） 居住費は1日当たり		右記以外の患者		厚生労働大臣が定める患者 （医療の必要性の高い者）		指定難病患者	
		食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費
低所得以外		生(I) 510円 生(II) 470円	370円	生(I) 510円 生(II) 470円	370円	300円	0円
70歳未満	70歳以上						
低所得者	低所得Ⅱ	240円	370円	240円 (90日超の入院は190円)	370円	240円 (90日超の入院は190円)	0円
	低所得Ⅰ	誤 150円	370円	110円	370円	110円	0円
高齢福祉年金受給者（後期高齢者医療制度のみ）		110円	0円	110円	0円	110円	0円
境界層該当者 ^{注1}							

注1 境界層該当者とは、食費・居住費（光熱水費）の負担が、1食110円+0円に減額されれば、生活保護を必要としない状態となる者をいう

【正】

生活療養標準負担額（患者負担額）（1日につき、療養環境の形成部分（居住費）と食費の提供部分の合計額）

生(I)：生活療養費(I)，生(II)：生活療養費(II)

食費は1食当たり（1日3食限度） 居住費は1日当たり		右記以外の患者		厚生労働大臣が定める患者 （医療の必要性の高い者）		指定難病患者	
		食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費
低所得以外		生(I) 510円 生(II) 470円	370円	生(I) 510円 生(II) 470円	370円	300円	0円
70歳未満	70歳以上						
低所得者	低所得Ⅱ	240円	370円	240円 (90日超の入院は190円)	370円	240円 (90日超の入院は190円)	0円
	低所得Ⅰ	正 140円	370円	110円	370円	110円	0円
高齢福祉年金受給者（後期高齢者医療制度のみ）		110円	0円	110円	0円	110円	0円
境界層該当者 ^{注1}							

注1 境界層該当者とは、食費・居住費（光熱水費）の負担が、1食110円+0円に減額されれば、生活保護を必要としない状態となる者をいう

【補正】

巻末の付3頁「**3自己負担限度額（1か月につき）**」について、以下の**枠囲み**で示した規定は凍結され、令和7年8月以降も【**現行**】の額が引き続き適用されます。令和7年2月時点では、自己負担限度額の引き上げなどが検討されていましたが、令和7年3月の国会審議等を経て凍結されました。

3 自己負担限度額（1か月につき）

(1)70歳未満

所得区分 (年収の目安)		自己負担限度額 〈 〉内は多数回該当 ^{注1} の場合	
旧上位所得者	ア 約1,160万円～	健保：標準報酬月額83万円以上 国保：旧ただし書所得901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%【 現行 】 290,400円+(医療費-968,000円)×1%【 R7.8~ 】 (140,100円)
	イ 約770万円～ 約1,160万円	健保：標準報酬月額53万～79万円 国保：旧ただし書所得600万～901万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%【 現行 】 188,400円+(医療費-628,000円)×1%【 R7.8~ 】 (93,000円)
旧一般	ウ 約370万円～ 約770万円	健保：標準報酬月額28万～50万円 国保：旧ただし書所得210万～600万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%【 現行 】 88,200円+(医療費-294,000円)×1%【 R7.8~ 】 (44,400円)
	エ ～約370万円	健保：標準報酬月額26万円以下 国保：旧ただし書所得210万円以下	57,600円【 現行 】 60,600円【 R7.8~ 】 (44,400円)
オ	低所得者（市町村民税非課税） ^{注2}		35,400円【 現行 】 36,300円【 R7.8~ 】 (24,600円)

(2)70歳以上

所得区分 (年収の目安) (健保・国保 ^{注3} の基準)		世帯の自己負担限度額（月単位） 〈 〉 = 多数回該当 ^{注1}	
		外来（個人）	
現役並み所得者	Ⅲ (約1,160万円～) (健保：標準報酬月額83万円以上 / 国保：課税所得690万円以上)	-	252,600円+(医療費-842,000円)×1%【 現行 】 290,400円+(医療費-968,000円)×1%【 R7.8~ 】 (140,100円)
	Ⅱ (約770万円～約1,160万円) (健保：標準報酬月額53～79万円 / 国保：課税所得380万円以上)	-	167,400円+(医療費-558,000円)×1%【 現行 】 188,400円+(医療費-628,000円)×1%【 R7.8~ 】 (93,000円)
	Ⅰ (約370万円～約770万円) (健保：標準報酬月額28～50万円 / 国保：課税所得145万円以上)	-	80,100円+(医療費-267,000円)×1%【 現行 】 88,200円+(医療費-294,000円)×1%【 R7.8~ 】 (44,400円)
一般	(約156万～約370万円) (健保：標準報酬月額26万円以下 / 国保：課税所得145万円未満) ^{注4}	18,000円 ^{注5注6} 【年間上限144,000円】	57,600円【 現行 】 60,600円【 R7.8~ 】 (44,400円)
得低者所	市町村民税非課税 ^{注2}	8,000円 ^{注6}	24,600円【 現行 】 25,300円【 R7.8~ 】
	年金収入80万円以下など		15,000円【 現行 】 15,400円【 R7.8~ 】

注1 多数回該当の場合＝同一世帯、当該月以前12か月に高額療養費の支給月が3月以上ある場合の4月日以降の限度額
 注2 健保では被保険者が市町村民税非課税の場合、国保では世帯主と世帯の被保険者全員が市町村民税非課税の場合などが該当
 注3 後期高齢者医療も同様
 注4 収入額によっては現役並み所得者にならない場合がある（この場合は被保険者が保険者に届出を行う）
 注5 令和4年10月1日から、後期高齢者で2割負担となる場合の時限的な配慮措置あり（令和7年9月30日まで、1月の外来の負担増加額を3,000円までに抑制）

注6 令和8年8月より、70歳以上の一部の低所得者を除き、外来（個人）の限度額が見直されることになっている
 ※ 令和7年8月以降、令和8年8月・令和9年8月と2段階で各所得区分（低所得者を除く）を3区分に細分化し、各所得に応じて限度額が引き上げられることになっている（**令和7年2月現在の情報**）